

物価高対応子育て応援手当を支給します



■支給対象者

1. 令和7年9月分の児童手当を受給した方
2. 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに、出生による児童手当の認定を受けた方
3. 令和7年10月以降に離婚し、新たに児童手当の受給者となった方

■支給額

児童1人につき2万円（1回限り）

■支給方法

- ・坂城町から児童手当を受給している方は、原則手続き不要です。
- ・3月31日（火）から順次支給を開始します。

■申請が必要な方

1. 公務員（勤務先から児童手当を受給している方）
 2. 離婚等により、令和7年10月以降、新たに児童手当の受給者となった方
- ・3月上旬に申請書をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、福祉健康課までご提出ください。

■申請期限

令和8年4月30日（木）

※詳細は町ホームページをご覧ください。



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課 福祉係 ☎82-3111（内線 135） 直通 75-6205

変わります！

坂城町のホームページ

3/2（月）10時
リニューアル！！

わかりやすく・さがしやすく



～ここがポイント！～

- 1 背景を白と淡いピンクを基調として、ユニバーサルデザインに配慮したフォントで見やすく表示しているほか、音声読み上げ機能を基調としています。
- 2 目的の情報にたどり着きやすいように
 - ・分類で探す ・組織で探す ・目的で探す ・カレンダーで探す
 - ・キーワード検索 ・ページID検索 ・音声検索 などさまざまな検索方法を用意しています。
- 3 多言語に対応するため、Google 翻訳を導入しました。また、「やさしい日本語」機能を追加。（難しい日本語を理解しやすい表現に変換し、漢字にはふりがなを付けて表示されます。）
- 4 スマートフォンやタブレットからでも見やすく、画面の大きさを自動で判断して、画面サイズに合うようにページが表示されます。

旧ホームページトップページ



新ホームページトップページ



トップ画面は、坂城町の工業・農業・刀・ねずみ大根・バラをモチーフにしたオリジナルデザインのロゴと坂城町の風景写真がお出迎え♪



◎問い合わせ先 企画政策課 まち創生推進室 ☎82-3111（内線 222） 直通 75-6211